

## 相続の事例④～ホイットニー・ヒューストンの場合

### アメリカの女性歌手の若すぎる死

2012年2月11日に48歳で急逝したホイットニー・ヒューストンは、現金、車、家具、洋服、所持品などで2,000万ドル（約24億円）、死後に爆発的にヒットしているCDセールスなどにより、約30億円以上にも膨れていると報じられている遺産のすべてを、遺言書で一人娘のボビー・クリスティーナに残しました。R&B歌手でダンサーのボビー・ブラウンと1992年に結婚し、1993年にクリスティーナを出産（2004年に離婚）したホイットニーは、離婚前に、ボビー・ブラウンには何も相続しない遺言書を残していました。

遺言執行人はホイットニーの母エミリー（シシー）・ヒューストンで、遺産は、クリスティーナが21歳になる2014年に10%、25歳になる2018年に20%、残りは30歳になる2023年に分け、相続されることになっていました。ところがそのクリスティーナが21歳になる今年2015年1月31日にジョージア州アトランタ郊外にある自宅の浴槽でうつ伏せになっているところを発見され、この記事を書いている現在も意識不明で入院中と報道されています。3年前に亡くなった母親と全く同じ状態で発見され、しかも遺産をこれから受け取れるという時の出来事ゆえに注目されることになりました。

### 遺言執行人の懸念事項

遺言執行人のホイットニーの母親エミリーは、孫娘が遺産を手にした場合、ホイットニーと同じように薬に溺れたり、周囲に利用されたりするのではないかと心配し、また遺言で排除された父親のボビー・ブラウンに遺産を搾取されることを危惧したとも言われています。そのため彼女が大人になるまで受け取れる時期を遅らせようと法的手続きを取っていました。

さらにエミリーの懸念は、ホイットニーの正式な養子ではないものの、12歳の時からホイットニーに引き取られ、クリスティーナと兄妹同然に育ったニック・ゴードンの存在もありました。周囲は2人の婚約を快く受け入れなかったとされますが、クリスティーナとニック・ゴードンは2014年1月に結婚しています。

### アメリカで遺留分はなく相続は遺言書通りに執行

自分の人生は自分の意思でしめくくる考えが強いアメリカでは、多くの人が遺言を残し、それを確実に実行する遺言執行制度が整備されています。また Living Trust（生前信託）の制度もあり、被相続人が生前に財産名義を家族に移しておけば、裁判所の煩雑な兼任手続きも必要とされていません。日本のような「遺留分」という考え方もなく、遺言書通りに遺産相続が実行されるのが原則です。

遺言執行人のエミリーの懸念をよそに、遺産管財人（弁護士）は当初から予定されていた支払いスケジュールとほぼ同等の内容で全員が合意したことを発表しています。

ホイットニーの事例では、日本で起こったとしても唯一の法定相続人のクリスティーナに100%相続されることになりますが、そのクリスティーナの遺産についてはどうなるのでしょうか？日本の法令では実父のボビー・ブラウンや夫のニック・ゴードンには相続権があるように思われます。しかしアメリカで最も重要なクリスティーナの遺言書は、その存在自体もまだ公表されていません。クリスティーナの一日も早い回復を心より願うのみです。

ホイットニー・ヒューストンの相続図

